

(不正又は不誠実な行為)

- 1 指名停止業者 株式会社竹中土木
- 2 代表者氏名 竹中 祥悟
- 3 所在地 東京都江東区新砂 1－1－1
- 4 指名停止の期間 令和8年8月12日から令和8年9月11日
(1か月間)
- 5 指名停止の理由 施行中の「近畿自動車道 九宝寺高架橋他7橋耐震補強工事」において、令和7年8月5日に発生した労働災害に関し、同社の使用人が協力会社と共謀し、労働基準監督署に対し事実と異なる報告をしていたとして、令和8年6月10日付けで羽曳野簡易裁判所から、労働安全衛生法違反により罰金刑の略式命令を受けた。
このことは、建設工事等の請負契約（業務委託を含む。）の契約の相手方として不相当と認められるため。